

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、その
日を除く)
の翌日

◇選管告示

目 次

- 鳥取県議会議員補欠選挙の実施
- 鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長の選任
- 鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長が事務を行う場所
- 鳥取県議会議員補欠選挙における立会演説会の開催計画
- 鳥取県議会議員補欠選挙における各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時等
- 鳥取県議会議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式
- 鳥取県議会議員補欠選挙における仮投票用封筒等に押すべき印
- 鳥取県議会議員補欠選挙における選挙会の場所等
- 鳥取県議会議員補欠選挙において候補者一人につき選挙運動に関して支出できる金額
- 鳥取県知事選挙及びこれと同時にを行う鳥取県議会議員補欠選挙における投票及び開票の順序

選挙管理委員会告示

◇鳥取県議会議員補欠選挙東伯郡選挙区選挙長告示 鳥取県議会議員補欠選挙において候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき等のくじを行う場所等

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法（昭和年二十五年法律第百号）第百十三条第三項及び第百十九条第一項の規定に基づき、鳥取県議会議員補欠選挙を昭和五十七年三月十四日に鳥取県知事選挙と同時にを行うので、同法第三十四条第六項の規定により告示する。

なお、鳥取県議会議員補欠選挙を行うべき選挙区及び選挙すべき議員の数は、次のとおりである。

昭和五十七年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県議会議員補欠選挙を行うべき選挙区及び選挙すべき議員の数

東伯郡選挙区 一人

鳥取県選挙管理委員会告示第三十九号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長

及びその職務代理者を公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十五条第三項及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第八十条第一項の規定により次のとおり選任したので、同令第八十一条の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

選挙区	選 挙 長		選挙長の職務代理者	
	住 所	氏 名	住 所	氏 名
東伯郡	東伯郡三朝町大字 木地山六五五番地	小 椋 般 展	鳥取市立川町五丁目 目一七二番地	岡 田 喜 雄

鳥取県選挙管理委員会告示第四十号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における選挙長は、次の場所においてその事務を行う。

昭和五十七年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

選挙区	場	所
東伯郡	倉吉市巖城二七九番地	鳥取県中部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第四十一号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における立会演説会の開催計画を鳥取県議会議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十二年十二月鳥取県条例第三十六号）第三条第一項及び第二項の規定により次のとおり定めたので、同条第一項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 立会演説会の方法
班別編成の方法による。

- 二 立会演説会を開催する予定の日時及び会場

日	時	開催町村	会 場	日	
				月	日
三月六日	午後七時	東郷町	東郷町公民館大講堂	土	三月六日
	午後一時三十分	泊 村	泊村役場大ホール		
三月七日	午後七時	北条町	北条町中央公民館講堂	日	三月七日
	午後一時三十分	大栄町	大栄町農村環境改善センターホール		
三月八日	午後七時	羽合町	羽合町中央公民館講堂	月	三月八日
三月九日	午後七時	東伯町	東伯町農村環境改善センター大会議室	火	三月九日

三月十日	水	午後一時三十分	赤碓町	赤碓町農業管理センター講堂
三月十一日	木	午後七時	関金町	関金町山村開発センター中集會室
		午後一時三十分	三朝町	三朝町山村開発センター町民大集會室

三 一回の立会演説会において演説することのできる候補者の数及び演説の時間
 候補者の数 四人以内
 演説の時間 三十分以内

鳥取県選挙管理委員会告示第四十二号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県議會議員補欠選挙における立会演説会において、鳥取県議會議員選挙立会演説会に関する条例（昭和四十一年十二月鳥取県条例第三十六号）第五条第二項に規定する各候補者の所属の班及び最初に行われる立会演説会における演説の順序を決定するくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、鳥取県議會議員選挙立会演説会に関する規程（昭和四十二年三月鳥取県選挙管理委員会規則第一号）第六条の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

選挙区	日 時	場 所
東伯郡	昭和五十七年三月三日 午後五時十分	倉吉市巖城二七九番地 鳥取県中部総合事務所

鳥取県選挙管理委員会告示第四十三号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県議會議員補欠選挙に用いる投票用紙の様式を、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第四十五条第二項の規定により、次のとおり定める。

昭和五十七年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

裏
折目

候補者氏名 <small>こうほしや しめい</small>	<p>○注 意</p> <p>一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。</p> <p>二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。</p>
-----------------------------------	--

表
折目

昭和五十七年執行 鳥取県議会議員補欠選挙投票	鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印
---------------------------	-----------------------------

備
考

- 1 用紙は黄色とし、文字は赤色のインクで印刷する。
- 2 鳥取県選挙管理委員会の印は、刷込式とする。

裏

表

昭和五十七年執行 鳥取県議会議員補欠選挙投票	鳥 取 県 選 挙 管 理 委 員 会 印
---------------------------	-----------------------------

鳥取県選挙管理委員会告示第四十四号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における仮投票用封筒、不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒に押すべき印は、当該仮投票用封筒を使用し、又は不在者投票用封筒及び郵便による不在者投票用封筒を交付する市町村の選挙管理委員会の印と定める。

昭和五十七年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第四十五号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県議会議員補欠選挙における選挙会の場所及び日時は次のとおりであるので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十八条の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

選挙区	場 所	日 時
東伯郡 倉吉市巖城二七九番地 鳥取県中部総合事務所		昭和五十七年三月十七日 午前十一時

鳥取県選挙管理委員会告示第四十六号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県議会議員補欠選挙において公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第九十四条の規定により候補者一人につき選挙運動に関して支出することができる金額は二百五十万五千円であるので、同法第九十六条の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

鳥取県選挙管理委員会告示第四十七号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県知事選挙及びこれと同時に鳥取県議会議員補欠選挙において、投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序及び開票を同時に行う開票所以外の開票所の規定により次のとおり定める。

昭和五十七年三月二日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

- 一 投票の順序
 - (一) 鳥取県知事選挙の投票
 - (二) 鳥取県議会議員補欠選挙の投票
- 二 開票の順序

- (一) 鳥取県知事選挙の開票
- (二) 鳥取県議会議員補欠選挙の開票

鳥取県議会議員補欠選挙東伯郡選挙区選挙長告示

鳥取県議会議員補欠選挙東伯郡選挙区選挙長告示第一号

昭和五十七年三月十四日執行の鳥取県議会議員補欠選挙において、候補者から届出のあつた選挙立会人となるべき者が十人を超えるとき、又は同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出に係る選挙立会人となるべき者が三人以上あるときのくじを行う場所及び日時を次のとおり定め、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十六条において準用する同法第六十二条第六項の規定により告示する。

昭和五十七年三月二日

鳥取県議会議員補欠選挙東伯郡選挙区選挙長 小 椋 般 展

一 場所 倉吉市巖城二七九番地

鳥取県中部総合事務所

二 日時 昭和五十七年三月十一日午後五時十分

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月十二百円（送料を含む。）】